

TOKYO働き方改革宣言

従業員の健全な精神の安定と人生の充実の向上を目指しより良い社会生活の推進と発展に取り組みます。

平成31年3月18日
社会保険労務士法人たじめ事務所

目 標

働き方の改善

- ・担当業務の振分を見直し月45時間以上残業している従業員0を目指す。
- ・多様な働き方制度を導入することにより残業削減に努めていく。

休み方の改善

- ・各従業員の有給休暇取得率50%を目指す。
- ・有給休暇とは別の休暇制度を設け、休みやすい会社を目指す。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・事業主が定期的に従業員の労働時間を確認し、必要に応じて業務分担の見直しやジョブローテーションを行い業務効率アップにつなげ、残業時間の短縮を目指す。
- ・残業抑制をする為の制度として、勤務間インターバル制度及び在宅勤務規程を導入。

休み方の改善

- ・有給休暇の計画的付与制度を導入・運用することにより有給休暇が取得し易い会社の雰囲気を作る。
- ・アニバーサリー休暇、連続休暇制度、リフレッシュ休暇といった様々な休暇制度を整備し、休みやすい会社を目指す。